

各 位

平成 23 年 5 月 27 日
会 社 名 ナビタス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 上野良武
(JASDAQ コード番号 6276)
問 合 せ 先 取締役管理部長 眞柄光孝
電 話 番 号 (072)244-1231

取締役に対するストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 32 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

厳しい市場環境が続く中、当社および当社子会社は、グループ一丸となって業績回復に向かって邁進して参りました。今般、当社グループ業績と、当社グループの取締役・従業員らが得られる利益を直接連動させることにより、当社グループメンバーの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の中長期的な株主価値を向上させることを目的として、ストックオプション（新株予約権）制度の導入を計画しており、当社取締役に対するストックオプション付与は、当社取締役に対する報酬の一部を金銭以外とすることとなりますため、会社法 361 条 1 項 3 号の下、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

記

1. 取締役に対し報酬としてストックオプション（新株予約権）を導入する理由

当社の業績の向上と当社取締役が得られる利益を連動させることにより、当社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の中長期的な株主価値を向上させることを目的として、ストックオプション（新株予約権）を導入するものです。

2. 取締役に対するストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 200,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

200 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権 1 個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日より 2 年経過した日から 10 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

② その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

※ 上記の内容については、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 32 回定時株主総会において「第 5 号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

取締役を兼務しない執行役員、当社従業員、関連子会社の役員並びに従業員に対しても上記と同内容のストックオプションとして新株予約権を取締役会の決議により割当てる予定です。

以上